

# 宮崎県スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

## (趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けたスポーツ合宿及びスポーツイベント（以下「スポーツ合宿等」という。）の誘致回復を図るため、予算の範囲内において、スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

## (交付の要件及び定義)

第2条 この補助金は、宮崎県内の宿泊事業者が宮崎県外においてスポーツ合宿等の誘致セールスを行う場合に交付する。

- 2 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む事業者をいう。ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 宿泊事業者の構成員等が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないとして協会会長（以下「会長」という。）が認める者ではないこと。

## (交付の対象経費及び補助金額)

第4条 この補助金の交付の対象経費については、別表1のとおりとする。

- 2 この補助金の額については、セールス実施圏域ごとに別表2に定めるとおりとする。
- 3 補助金の申請に係る事業対象期間は、令和2年9月1日から令和3年3月15日とする。

(補助限度額)

第5条 この補助金は、一宿泊事業者当たり20万円を限度とする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で限度額を減額することができる。

(補助金の交付の申請及び交付の決定)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和2年9月30日までに、「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業年間計画申請書」(別記様式第1号。以下「年間計画申請書」という)を、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による年間計画申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、会長は、「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業交付決定書」(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更及び中止)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた後において、支援事業の計画を変更又は中止する場合は、速やかに「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業年間計画変更交付(中止)申請書」(別記様式第3号。以下「変更交付等申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

(補助金の変更・中止)

第8条 会長は、前条の規定による変更交付等申請に係るスポーツ合宿等セールスの内容が適正と認められるときは、「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業年間計画変更交付決定書」(別記様式第4号)により申請者に速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して、30日を経過した日、又は令和3年3月31日までのいずれか早い期日に「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金実績報告書」(別記様式第5号。以下「補助金実績報告書」という)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 旅行情報兼積算書(別記様式第6号)
- (2) パック旅行の領収書写し

- (3) パック旅行に含まれない公共交通機関利用の領収書写し
  - (4) 宿泊施設の領収書写し(宿泊事業者名、利用日が明記されているもの。パック旅行の場合は不要)
  - (5) 社用車による有料道路利用においては、利用履歴の確認、又は領収書写し
  - (6) その他必要と認められる書類
- 2 前項に規定する提出書類は、県外セールスを行うに当たっての対象経費額がわかる旅行命令書等決裁文書の写しによって代えることができる。
- 3 会長は、第1項の規定による補助金実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、令和3年3月31日までに補助事業者に「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業確定通知書」(別記様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を命ずることができる。

- (1) スポーツ合宿等誘致に関するセールスを実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金交付請求書」(別記様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条及び第 9 条関係)

	出張旅費に係る補助金対象経費	提出書類
1	パック旅行経費	領収書の写し
2	公共交通機関利用経費 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)	公共交通機関の領収書の写し
3	宿泊経費 (部屋代、朝食代)	パック旅行以外の場合は領収書の写し
4	社用車による出張経費 (ガソリン代、有料道路の利用に係る経費)	有料道路の利用経費は領収書の写し又は ETC 履歴確認が必要

※ 県外セールスを行うに当たっての上記対象経費がわかる宿泊事業者の旅行命令書等決裁文書の写しによって代えることができる。

別表 2 (第 4 条関係)

区分	セールス実施圏域	補助金額 (一人 1 回当たり)
I-①	北海道	30,000円
I-②	東北 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)	
I-③	関東甲信越 (新潟県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県)	
II	東海北陸 (富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県)	25,000円
III	関西 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	20,000円
IV	中国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県) 四国 (香川県、徳島県、愛媛県、高知県)	15,000円
V	北部九州・山口 (山口県、福岡県、長崎県、佐賀県)	10,000円
VI	隣県 (大分県、熊本県、鹿児島県)	5,000円 (※宿泊が伴う場合は 10,000円)
VII	沖縄 (沖縄県)	15,000円

※ 1 回のセールスにおいて、圏域をまたぐ場合には、補助金額が大きい一圏域のみの金額を支給する。



別記様式第2号（第6条関係）

宮観協ス第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人宮崎県観光協会  
会 長 米 良 充 典

令和2年度「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金」の交付決定  
について

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和2年度「スポーツ合宿等セールス旅費  
支援事業補助金」については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 申請額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 留意事項 事業終了後は速やかに、実績報告書等を提出してください。



別記様式第4号（第8条関係）

宮観協ス第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人宮崎県観光協会  
会 長 米 良 充 典

令和2年度新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿等セールス旅費  
支援事業補助金」の変更交付決定について

令和 年 月 日付け宮観協ス第 号で交付決定した令和2年度「スポーツ合宿等  
セールス旅費支援事業補助金」については、下記のとおり変更交付決定しましたので通  
知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 留意事項 事業終了後は速やかに、実績報告書等を提出してください。



別記様式第5号（第9条関係）

スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

郵便番号 〒  
申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金交付要綱に基づく令和2年度スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金については、下記のとおり事業を実施しましたので、同要綱第9条の規定により提出します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
※複数回の場合は、まとめて提出すること

2 事業内容

旅行実施期間	セールス実施圏域 (※ 要綱別表2の圏域を記載)	補助金額 (一人当たり金額×人数)
	合 計	円

3 添付書類

- ・旅行情報兼積算書（別記様式第6号）
- ・領収書の写し又は対象経費額が分かる旅行命令書等決裁文書の写し

旅行情報兼積算書

宿泊事業者名		担当者		電話	
--------	--	-----	--	----	--

【出張日： 令和 年 月 日】

【出張者】

	職・氏名		職・氏名
1		2	
3		4	

【セールス先】

	セールス先	対象圏域
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【対象経費積算】

	対象経費項目	金額
1	パック旅行経費	
2	公共交通機関利用経費（鉄道賃）	
3	公共交通機関利用経費（船賃）	
4	公共交通機関利用経費（航空賃）	
5	公共交通機関利用経費（車賃）	
6	宿泊経費	
7	社用車出張経費（ガソリン経費）	
8	社用車出張経費（有料道路利用経費）	

合計 円

※1回の出張ごとに分けて記載ください。

別記様式第7号（第9条関係）

宮観協ス第 号

令和 年 月 日

様

公益財団法人宮崎県観光協会

会長 米良充典

令和2年度新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿等セールス旅費  
支援事業補助金」の交付確定について

令和 年 月 日付け宮観協ス第 号で交付決定した令和2年度スポーツ合宿  
等セールス旅費支援事業補助金については、その額を下記のとおり確定しましたので通  
知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

別記様式第8号（第11条関係）

スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

郵便番号 〒  
申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

令和 年 月 日付け宮観協ス第 号で交付額の確定のあった令和2年度スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金については、スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円  
2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

口座振替申出	
金融機関名	(銀行名) (支店名)
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※フリガナは金融機関に登録のとおりご記入ください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳（表紙見開き部分）か、キャッシュカードの写しを添付して下さい。